

平成28年(ワ)第758号 国家賠償請求事件

原告 三輪 唯夫 外3名

被告 岐阜県

### 被告準備書面(3)

平成30年 8月20日

岐阜地方裁判所 民事第2部合議係 御中

被告 訴訟代理人

弁護士	端 元 博	保 郎
弁護士	伊 藤 公	一
弁護士	池 田 智	洋
弁護士	市 橋 優	印

電話 058-263-1433

FAX 058-263-6697

#### 第1 原告準備書面3 ないし 7 に対する反論

1、原告らは、警察による個人情報の収集を適法とする場合には、「正当な理由」の判断は厳密にしなければならない、として、対象者が犯人（被疑者）及び犯罪の証拠を有しているものに限定されるべき（原告準備書面3）、という。

しかし、警察法二条一項は、「警察は、個人の生命、身体及び財産の保護に任じ、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に当たることをもってその責務とする。」と規定しており、警察は、起こってしまった事件の解決、のみならず、犯罪の予防をはじめ、公共の安全と秩序の維持に当たることをその責務としている。

こうした警察活動の目的を果たすには、収集する情報を限定することは適切ではなく、平素から様々な形で行う必要が存する。

同様に、公共の安全と秩序の維持に支障を生ずる犯罪や事故等の事態の発生を予防し、又はいったん発生した場合の影響を最小限とするために体制や対策を整えることもこうした責務の一環であるところ、その実効性を期すためには、管内の状況を的確に把握する必要があるのである。

2、また、原告は、警察法二条一項を、組織法に過ぎず、作用法ではない（原告準備7）、という。

しかし、警察法二条一項は、明確に、警察の責務として、目的と手段を記しており、警察に対し権限を付与する規定である。

3、その余の主張についても、既反論のとおりである。

以上

(

(